

青森県公共事業再評価等実施細目

平成14年 4月17日
改正 平成15年 3月 7日
改正 平成16年 4月 1日
改正 平成17年 2月 2日
改正 平成20年 2月28日
改正 平成22年 4月 1日
改正 平成23年 4月 1日

(趣旨)

第1 この細目は、青森県公共事業再評価実施要綱（平成10年10月19日制定。以下「再評価要綱」という。）及び青森県公共事業事後評価実施要綱（平成22年4月1日制定。以下「事後評価要綱」という。）により、公共事業の再評価及び事後評価を行うに当たり、円滑な事務の推進を図るため、企画政策部長及び公共事業を所管する部局の長（以下「公共事業所管部長」という。）の具体的な所掌事務を定めるものである。

(企画政策部長の所掌事務)

第2 企画政策部長は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第3第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイの資料を青森県公共事業再評価等審議委員会（以下「委員会」という。）に提出すること
- (2) 委員会の委員及び公共事業所管部長と協議し、委員会又は部会の会議の開催時期を調整すること
- (3) 委員会の会議の議事録を作成すること
- (4) 青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第4項第2号の規定により意見を聴取し、又は現況を調査する事業について、当該事業を所管する部局と協議して、所要の準備を行うこと
- (5) 青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱第2第1号及び第3号の規定による意見（以下「委員会の意見」という。）を公共事業所管部長に送付すること
- (6) 第3第1項第1号エの規定により公共事業所管部長から報告を受けた対応方針及び事後評価の結果について、当該年度実施分をとりまとめて公表すること

(公共事業所管部長の所掌事務)

第3 公共事業所管部長は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 公共事業再評価に関する事務

- ア 再評価要綱第3の規定により当該年度において再評価を実施する事業について、その一覧表(様式1)並びに各事業の評価結果及び対応方針に係る調書(様式2)を作成すること
- イ 公共事業を所管する各省各庁の定めるところにより、再評価を実施すべき年度に達する前に、再評価の必要性についての検討を行う事業について、その一覧表(様式3)を作成すること
- ウ 県以外の事業実施主体が再評価を行う事業について、当該事業の実施主体から依頼があったとき、再評価要綱第6第2項の規定による委員会に意見を求める事業を決定すること
- エ 企画政策部長から委員会の意見が送付されたとき、対応方針を決定し、企画政策部長に報告すること

(2) 公共事業事後評価に関する事務

- ア 事後評価要綱第3の規定により当該年度において事後評価を実施する事業について、各事業の評価結果に係る調書(様式4)を作成すること
 - イ 事後評価要綱第3第1号の事業の選定のための資料として、完了事業一覧(様式5)及び選定候補一覧(様式6)を作成すること
- 2 様式4の作成に当たっては、様式7に基づくアンケート調査票により、事前にアンケート調査を実施するものとする。
- 3 様式6の作成に当たっては、次の基準に基づき選定候補を選定するものとする。
- (1) 再評価時に附帯意見が付された事業については、すべて選定する。
 - (2) 次のいずれかに該当する事業(第1号の事業を除く。)の中から、事業担当課ごとに2事業(該当する事業が1事業しかない場合は1事業)を選定する。なお、該当する事業が3事業以上ある場合は、事後評価結果の同種事業への反映が期待できる等、事後評価の必要性が高いと認められる事業を優先して選定する。
- ア 再評価を実施した事業
 - イ 当初計画と実績との差が大きい事業(事業工期:5年以上、事業費:30%以上)
 - ウ その他、事後評価が必要と判断する事業
- (例)・事業費が大きく、同種の事業のモデルとなるような事業
 - ・環境への影響が大きいと考えられる事業
 - ・想定した事業効果と実際の事業効果に大きな差が生じていると考えられる事業

(その他)

第4 この細目に定めのない事項については、企画政策部長及び関係部局長が協議して決定する。

附 則

この細目は、平成14年4月17日から施行する。

附 則

この細目は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

この細目は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成17年2月2日から施行する。

附 則

この細目は、平成20年2月28日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成23年4月1日から施行する。

公共事業再評価調書

整理番号 H23-□

担当部課名	電話番号	017 - -
	E-MAIL	@pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	<input type="checkbox"/> 未着工 <input type="checkbox"/> 長期継続 (年) <input type="checkbox"/> 再評価後 (年) <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	---

1 事業概要

事業種別	事業主体			<input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> その他 ()			
事業名	地区名等		市町村名				
事業方法	<input type="checkbox"/> 国庫補助 <input type="checkbox"/> 交付金 <input type="checkbox"/> 県単独	財源・負担区分 <input type="checkbox"/> 国 % <input type="checkbox"/> 県 % <input type="checkbox"/> 市町村 % <input type="checkbox"/> その他 %					
採択年度	平成 年度 (用地着手 平成 年度 / 工事着手 平成 年度)						
終了予定年度	平成 年度 (平成 年 月 工期変更 (当初計画時 平成 年度))						
事業目的							
主な内容	区 分	当初計画時	再評価時	増 減			
		m	m	0 m			
		基	基	0 基			
		km	km	0 km			
		ha	ha	0 ha			
	空m3	空m3	0 空m3				
(事業量や総事業費の増減に係る説明等を記載)							
事業費	○当初計画時総事業費 百万円 (単位:百万円)						
		~20年度	21年度	22年度	23年度	小 計	24年度~ 合 計
	計 画					① 0	0
	(うち用地費)	()	()	()	()	② (0)	(0)
	(年月変更)						
実 績					③ 0	⑤ 0	
(うち用地費)	()	()	()	()	④ (0)	⑥ (0)	

2 評価指標及び項目別評価

(1) 事業の進捗状況

A ・ B ・ C

事業の進捗状況	事業費割合 (うち用地費)		計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
			% [③/⑤]	% [③/①]
			(%) [④/⑥]	(%) [④/②]
	主要工種	(百万円)	%	%
毎割合	(百万円)	%	%	
(事業費)	(百万円)	%	%	
説 明				
問題点・解決見込み				
事業効果発現状況				

(2) 社会経済情勢の変化		A・B・C	
社会的評価	全国・本県における評価	【全国の評価】	【県内の評価】
	当地区における評価		
必要性	(県実施の妥当性、適地性、規模・内容の妥当性)		a . b
適時性	(関連事業の有無・内容、ライフライン関連事業等)		a . b
地元の推進体制等	(事業の円滑な実施が見込まれる事業環境が整っているかどうか) (《内容例》 地域住民の理解度・合意形成の状況/受益者の同意状況(同意率)/地権者の同意状況/協力組織等地元の事業推進体制の状況と同組織の活動状況/地元との協議進捗状況/地域の要望/市町村の支援や体制の状況/計画の熟度/達成見込み(事業実施に対する障害の有無)等)		a . b
効率性	(通常のB/Cでは算定されない効果がある場合、又はB/Cが算定されない事業の効果がある場合に記入) (その他事業手法の適切性等を記入)		

(3) 費用対効果分析の要因変化		A・B・C		
区分	主な項目	当初計画時	再評価時	増減
費用項目 (C)	(1)	百万円	百万円	0 百万円
	(2)	百万円	百万円	0 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総費用	- 百万円	- 百万円	0 百万円
便益項目 (B)	(1)	百万円	百万円	0 百万円
	(2)	百万円	百万円	0 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総便益	- 百万円	- 百万円	0 百万円
B / C				
費用対効果分析 (B/C)	【費用対効果分析手法】(分析手法、根拠マニュアル等)			a . b
計画時との比較	【計画時との比較における要因変化】			a . b

(4) コスト縮減・代替案の検討状況		A	B	C
コスト縮減	【コスト縮減の検討状況】 (コスト縮減対策の検討内容をできるだけ具体的に説明する。)			a . b
代替案	【代替案の検討状況】 (代替案採用の可能性について、検討した事業手法、工法等の内容及びその結果をできるだけ具体的に説明する。)			a . b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点			A	B	C
住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】	【住民ニーズ・意見】			a . b
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】 (1)対応状況 ○ 配慮している ○ 配慮していない (2)区分 ○ 農林地等の緑地や植生の改変 ○ 地形や地盤の改変 ○ 水系や水辺の変更 ○ 海域環境の変更 ○ 敷地整備段階での重機の使用 ○ 土砂等の搬出・搬入 ○ 廃棄物処理等 ○ 道路(車歩道)、雨水排水路の設置 ○ 基礎や地下建造物の建設 ○ 低層建築物の建設 ○ 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮 ○ 高架構造物の建設 ○ 海底・海中建造物の設置や建設 (3)特に配慮する対応内容				a . b
地域の立地特性	(条件不利地域の状況等について記載する：過疎地域、振興山村区域、半島振興対策地域、特別豪雪地域) (その他立地特性に関する特記事項)				

3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	○ 継続	○ 計画変更	○ 中止	○ 休止 (林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
評価理由				
備考				

4 公共事業再評価等審議委員会意見

委員会意見	○ 対応方針(案)どおり	○ 対応方針(案)を修正すべき		
委員会評価	○ 継続	○ 計画変更	○ 中止	○ 休止 (林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)			
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案)を修正すべき」の場合に記載)			

平成 年度 公共事業再評価の必要性検討事業一覧

番号	事業担当課	事業名	地区名等	実施場所	検討事由	再評価の必要性の判断				総合判断

- ※1 「検討事由」欄には、社会経済情勢の著しい変化等、再評価を実施すべき年度に達する前に再評価の必要性を検討する理由を記載すること。
- 2 「再評価の必要性の判断」欄については、上から順に必要性の判断に用いる指標、現状値、再評価を実施すべきと判断する基準、当該指標に係る再評価の必要性の有無を記載すること。
- 3 「総合判断」欄には、「再評価の必要性の判断」欄に記載した複数の判断を踏まえ、最終的な再評価の必要性を記載すること。